

令和2年第1回定例会

(第4日)

令和2年3月10日

令和2年第1回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和2年3月10日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	柴 田 正 人
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	柴 田 博 明
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	白 戸 照 夫
健康福祉部長	三 上 裕 樹
尾上総合支所長	鈴 木 浩

経 済 部 長	大 湯 幸 男
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	山 田 一 敏
教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
平川診療所事務長	今 井 匡 己
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小山内 功 治
総務議事係長	田 澤 亜 紀
主 事	一 戸 岬

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、第10席から第11席までを予定しております。

第10席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） 16番、日本共産党の齋藤律子です。一般質問3日目の10番目の質問者となります。お疲れのところではありますが、どうか明瞭な答弁をよろしくお願いをいたします。

まず最初の質問は、1. 尾上分庁舎の利活用について、進捗状況と市の考え方を問う。このことについてお尋ねをします。

昨日の一般質問でも1番、葛西勇人議員が質問をしております。そこで、かいつまんで申し上げます。平成18年1月1日、3町村の合併以来、市長が時々おっしゃるようにスクラップ・アンド・ビルドの考えから、非効率と思われる施設や組織は統合や廃止がこれまで行われてきました。

また、一方で新たな大型施設の建設や大規模改修が行われてきました。新本庁舎完成後には、尾上分庁舎は大規模な改修が行われると発表になっています。利活用の方針に沿った大改修が行われることとなりますので、市がどのような方針を持っているのか、出すのか、そのタイムリミットが迫っていると思っています。

昨日の葛西勇人議員の質問に対する答弁は、利活用の方針決定は令和2年度中になるとしながらも、まだ発表できないことのようにです。その答弁を受けながら、次のことをお尋ねいたします。

分庁舎の利活用は、尾上地域の市民にとっては地域のコミュニティーが保障されるかどうか、地域の拠点になり得るのかどうか、最大の関心事である問題から、分庁舎を売る、貸す、または指定管理者の導入もあり得るのか、このようなことが市民の間では話になっています。このことに対し、市長はどのような考えを持っているのかまずはお伺いをいたします。

また、利活用の方法の前提として支所機能は残すと発表になっていますが、支所機能とはどのような内容なのかお知らせください。これまでと同様、市民が困らないようにしてもらいたいと考えていますが、市長の考えをお尋ねします。市長、答弁をお願いい

たします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問の尾上分庁舎の利活用についてお答えをいたします。

検討の進捗状況及び今後のスケジュールについては、昨日、葛西勇人議員へ答弁したとおりであります。市民参画による検討を重ねた上で、早い段階で利活用方法案が決定した場合には、その内容を御報告させていただきます。先ほど令和2年度という議員からのお話でしたが、昨日、葛西勇人議員の答弁には、当初は令和2年でありましたけれど、市民からの意見を取り入れる時間を多く創出したいこと、また、新庁舎への移行といいますか、それが遅れることになったことなどを踏まえて、令和3年度にも検討することを見越していくというふうに御答弁しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議員御指摘のとおり、尾上分庁舎は旧尾上町時代より周辺地域のにぎわいに貢献してきたものでありますし、今後の利活用方法については、平川市全体にとって大きな可能性を秘めた施設であるというふうに思っております。来年度以降、市民参画による具体的な検討を始めることを予定していますが、人々が交流し、市民が活躍できる場所をつくり出すための意見が大いに交わされるためにも、多くの市民に尾上分庁舎に興味を抱いていただくよう努力をしております。

また、前提としております支所機能については、現在の尾上総合支所市民生活課が担当する業務を継続することを予定しております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ、この問題は大変急がれるというか無理に急がなくてもいいわけですが、方針が決定しないと大改修のやり方も決まらないわけで、これは大事な問題になります。

ということで、私が通告のときも聞き取りのときにお話しした売るとか貸すとか、こういう問題は市長どうなっているのか。最後は、市長の考えが一番権限を発揮するわけですから、そこは今お尋ねしたところですが、答弁漏れがあります。よろしくお願ひします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 最終的な決定は市長ということになるとは思いますが、その前に市民の皆さんに十分に御議論していただいて、どのような活用の仕方が尾上分庁舎の利活用にとってベストな方向なのかというのを模索していくということで、多くの市民の声をお聞きしながら決定していくというふうなことであります。

また、先ほども申し上げましたが、改修に関しましては、現在いる建設部あるいは経済部、教育委員会これらが新しい庁舎に移行した後でないと改修できませんので、時間的にはかなりありますので、その間、多くの御意見をいただきながら、尾上地域を含めた平川市の将来の発展のために、尾上分庁舎をどういうふうに活用していったら一番いいにぎわいの創出等になっていくのかということを考えてまいりたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 大改修をする場合、それはスケジュールとしては分かります。

市長が今おっしゃったように建設部など引っ越しをしなければいけないわけで、その後
に改修する、これはもつともだと思っています。

ただ、この今まで出たいろいろな意見の中にも他団体への貸付け、こういうことも出
ているわけです。そういうことから、売るのではないかと、このような話も、一応、市
民の中では話されておりますので、条件として買手がつけば売ってもいいと思ってい
るのか、そこは全然答えてないです。

貸す場合でも、やはりその借手が見つからないとこれは大改修に反映されませんから、
そこも併せて平川市が他団体への貸付けも平川市支所の在り方検討委員会何かに提案し
ているわけですから、そこをちゃんと市長がどうということなのか。一応、買手が見つ
かったら売るとか、それも含めて貸してくれというような話があったら貸してもいいと思
っているのか。それは市長が気持ちの中で、どう思っているかは答えられるはずではな
いのですか。そうしないとこの大改修は進んでいきません。3階まである施設ですから、
全部をどうやって使えばいいか、これはまたこれでとても難題だと思います。時間が
かかっているのは、なかなかそのアイデアが本当に生かされるものなのか、そういうこと
も含めて今、進んでいるわけです。学習しながらということ。地域の拠点になるよ
うな、コミュニティーを保っていけるような、そうならなければ寂れていくわけですから、
それにはなぜお答えにならないのか。そこだけでもいいです。市長答えてください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） まず、買う団体があったら売るとかというふうなことでございま
すが、それらを含めてどういうふうな対応をしていったら将来の平川市のためになるの
かということ、昨日、葛西議員にお答えいたしました。弘前大学とそれから市役所
の若手職員とが今、検討を重ねております。

また、その前にも尾上分庁舎の生かし方について、地域の皆さんから様々な御意見を
いただいております。そういう様々な御意見を踏まえながら、今後決定していくとい
うことでありますので、現在どういうふうな形にするのかとかそういうところまでは、今
まだ意見の集約ができていない状況にあるというふうに御理解いただければと思います。

例えば子育て広場をつくってほしいとか、あるいは図書館をもっと拡充してもっと使
いやすいものにしてほしいとか、また美術館を造ってほしいとか様々な御意見があるの
は聞いてはおりますけれど、その辺はどういうふうな施設にしたほうが、今後、尾上分
庁舎が生きていくのかというのはこれからでございますので、今どうのこうのとい
うふうなことは決定しておりませんし、また、そこまで私から波及するということは、今
の段階ではありません。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） これからどうするかということでは、ちょっと心配になりま
す。

まず、売りたい、貸したいといった場合、その持ち主は普通どうしますか。その意
表示をしないと買手もつかない、借手もつかないわけです。だからそこを聞いている
のです。市長が、売りたいとか貸したいということは思っておりませんとこう言えば、そ
ういう人は集まって来ない。しかし、売りたいとか貸したいという意思表示、これは公
にするのか、それとも誰か内密に進めているのか分かりませんが、私はそこをやっぱり

一番聞きたいです。買手がついた場合は一番簡単です。その人が好きなように使えるからです。しかし、それも分からないなら、後で買う方が現れて売りましたと、こうなれば今の市長の答弁は誠におかしいものになります。あくまで主役は市民だと、こういうことを述べているわけです。市民の財産です。ですから、有効活用が必要なんです。

それから、公共交通網とも大きく関わっていくんです。バス路線などで、また電車の路線などで、ここにいろいろな人が集まってくる。観光の拠点も考えられるでしょう。サークル、サロン、そういう市民の会合の場にも使えるでしょう。また、様々な得意分野があります。絵とか陶芸とかそういうもののギャラリーとか。それから市が持っている財産、そういう工芸品とか絵とか、こういうのも今まで出てきました。私も質問で述べてきました。そういうことを網羅して、やっぱりそういう意見を言った方もそこに積極的に関わられるような、それはみんなの声を聞かなければ駄目です。

だけれども、貸す、売りたい、買う人があったら売りたい、これは意思表示をしなければそういう人が集まって来ないんです。そこに関してはなぜ言えないのか。全部買うというのも、これは大変なことです、一画が欲しいとか、事務室にそういう意見もありました。オフィスに貸し出せばいいじゃないか。こういう意見も出ています。そういうことでは、市長がそういう方たちが現れたら、その希望もかなえてあげたい。これ意思表示をしなかったらここは進まないです。そして水面下で進めて、買手が出ました。はい、そのようにします。これでは市民はもう踏んだり蹴ったりです。

ですから、この場でまだ発表できない、このように言っているので私は尋ねているわけです。一言でもまだそれは不確実だけれども、こういう人が現れたら貸したいとか、そういうことは言えないものなのですか。全然言えなければ、市民も意見を言えません。そして、後で近頃は、議会にも大変いろいろな後手後手になって、いろいろ発表になるわけです。そういうことでは、私たちも市民に示しが見つからない。何のための市民の意見を述べる議会なのか。そういうふうにもいろいろと逃げの答弁を繰り返さないで、はっきりと自分の考えを打ち出せないものですか。そのとおりにいかなくても、それは市長を責めることにはならないじゃないですかと、思いますが。

できれば、こういう意見が出ているんです、他団体への貸付け。誰か買う人があったら、半分でも売れば、市としては大きな建物はとともこれから利用するには大変だと思ったなら、まあ、それもそれでありでしょう。しかし、それは市長が意思表示しなければ、買手も借手もつかないことになるんじゃないじゃありませんか。それすらも言えないのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 先ほどから何度も申し上げておりますとおり、様々な御意見があるのを承知しておりますので、それらの意見を参考とさせていただきながら、特に、現在は弘前大学と一緒にになりながら今後の利活用の仕方等を検討しております。

また、新しい庁舎を建てるという建設の意思表示をした当時から、尾上分庁舎の利活用について尾上地域の市民の皆さんから、こういうふうな活用をしたいという意見を様々ないただいております。その中には、団体への貸付けをしたほうがいいのではないかといいふうな意見もあったことは事実ではあります。ですから、そういう話を今後とも聞き入れながら、まだ時間がないわけではありませんので、より多くの市民の意見を聞いた

上で、庁舎の利活用については決定していきたいというふうなことを再三申し上げているとおりでございますので、御理解いただきたいと思いをします。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ、市長の本意がどこにあるのか察することができませんけれども、主役はあくまで市民であるということ、市民の財産の有効活用、このことでは市民の声を反映する利活用になることを望んでいます。

それでは2番目の質問に移ります。2. 喫煙問題についてお尋ねをいたします。

①喫煙所と喫煙の実態、今後の対策についてお尋ねをします。

平川市では今年の1月9日、公共施設8か所に1か所当たり205万円程をかけて喫煙所を設置しました。設置された直後の1月12日、平川文化センターで行われた成人式では、この喫煙所を利用しないで例年のごとく玄関の付近で喫煙するグループを見かけました。また、2月15日の平川市表彰式では、喫煙所の目と鼻の先の駐車スペースに車を止めたにもかかわらず、車の外で男性がたばこを吸って、車の中では女性2人がたばこを吸っていました。びっくりしたのは、その車の中に未就学児と思われる女兒がいたことでした。親と見られる大人に、受動喫煙の被害を与えられていたこの実態に愕然とした次第です。

文化センターのみならず、他の施設においても喫煙所以外は禁煙であることを市民や利用者に周知徹底するべきと考えています。また、喫煙所に喫煙所であることを示す表示がされていますが、見た目が分かりにくいと思っています。もっと分かりやすい表示をするべきと思いますが、どのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いします。

②本庁舎に設置されている喫煙所は新本庁舎完成後はどのようなになるのか。このことについてお尋ねをします。

現本庁舎に設置された喫煙所は、新本庁舎建設の設計では駐車場に位置するものと思っています。どのような経緯で現在の場所に設置をしたのでしょうか。何よりも新本庁舎建設の設計の中では、喫煙所に関しては計画されていなかったはずですが、このことで考察すると、新庁舎完成時は撤去するものと思いますが、そうではなくこれを機に喫煙所として残そうとしているのかお知らせください。市長、答弁をお願いします。

③受動喫煙に対する啓発活動について質問をします。

喫煙所の周辺にいる非喫煙者が、間接的にたばこの煙を吸い込んでしまう受動喫煙ですが、この被害から非喫煙者を守る取組が必要です。そこで、市や教育委員会はどのような啓発活動を行っているのでしょうか。お尋ねをします。未就学児を持つ世帯に対する啓発活動、小学校、中学校の児童生徒やその世帯に対する啓発活動、また、一般世帯に対しても今後、市はどのような方向性を持ち、受動喫煙防止に向けた取組を行っていくのかお知らせください。市長、教育長、恐縮ですがそれぞれ該当するところについて答弁をよろしくお尋ねをいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 喫煙問題についての御質問にお答えをいたします。

当市の喫煙所は、昨年10月に契約を締結し建設工事を進め、1月9日に引渡しを受け、供用を開始しております。

喫煙所に掲示している表示については、厚生労働省が示すモデル標識を基に掲示をしているところではありますが、市の成人式や表彰式において、喫煙所以外で喫煙する人がおられたとのことであり、その理由は周知不足によるものと思います。文化センターのみならず、喫煙所を設置する各施設において、喫煙所への案内や、喫煙所以外は禁煙である旨を記した分かりやすい案内を、来場者の目に留まりやすい場所に掲示することで周知徹底を図ってまいります。

次に、受動喫煙に対する啓発活動についてお答えをいたします。

未就学児童については、主に保護者に対しての啓発を行っております。具体的には、母子手帳交付時や乳幼児健診などで家族の喫煙に関するアンケートを行い、家族内に喫煙者がいて、児童が受動喫煙の被害を受ける可能性の高い場合については、個別に指導を実施しているところでもあります。

市としましては、受動喫煙による健康への影響等について、様々な事業を活用しながら普及啓発を行っていくとともに、施設の管理者に向けて制度の周知を図り、法が求める望まない受動喫煙が発生しないような対策をしっかりと行っていくことにより、市全体での受動喫煙対策の機運を高めていくこと、また喫煙者のマナーの向上に努めてまいります。

なお、小・中学校の児童への啓発活動につきましては教育長より、新本庁舎完成後の喫煙所については総務部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 受動喫煙に係る児童生徒への啓発活動についてお答えします。

議員御指摘のとおり、子供たちは受動喫煙による健康への影響が大きいことから、喫煙に係る早期からの教育が重要であると捉えております。

現在、学校では、小学校の体育科及び中学校の保健体育科で、喫煙によりがんや心臓病などの病気にかかりやすくなることのほか、受動喫煙が周囲の人々の健康に影響を及ぼすことについて指導することとなっております。また、市内小・中学校では、医師や薬剤師等を講師とし、喫煙を含む薬物乱用防止教室を保護者にも参加を呼びかけるなどして開催しております。

教育委員会では、子供への健康教育を通して家族の健康意識の向上を図るため、平成29年度に弘前大学と連携して開発した健康教育プログラムを基に、健康教育を推進してきております。

引き続き、健康への影響が大きい受動喫煙に係る指導が、保護者や地域の方々を巻き込み、適切かつ効果的に行われるよう働きかけてまいります。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 私から、現在の喫煙所と新本庁舎建設後の喫煙所についての御質問にお答えします。

まず、現在の本庁舎喫煙所の設置場所についてですが、来庁者が通常立ち入らない場所であること、また、新本庁舎建設に支障を来たさないような場所であることなどを勘案して、現在の場所に設置することとしました。

次に、新本庁舎完成後の喫煙所についてではありますが、現段階では設置場所を特定しておりませんが、今後、来庁者が通常立ち入らない場所などを勘案し場所を選定した後、

議員の皆様へ説明をした上で、現在の喫煙所を移設することとしたいと考えてございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 喫煙場所の標識のことは、市長から答弁をいただきました。これは厚生労働省のモデル表示を採用したというものですが、これは白黒で表示になっています。これは、モデルとなっている表示は白黒でなければならないわけですか。大きさもあの大きさでなければならないわけですか。御答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） ただいま質問のあった白黒となっていること、それから大きさについて規定があるのかということですが、あくまでもモデルとして示された例でございますので、そこは自治体の判断というか設置者の判断で自由に変えられるものと想定してございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 自治体の判断でということでありました。たしか、このたばこの煙が揺らぐ標識、これにはちょっといろいろな図柄があると思っておりました。また、たばこをのむ場所ということ、色もいろいろあると思うんです。無彩色でなくて。そういうことから、もう少しやっぱり、版そのものはA3の大きさだと聞いておりますが、表示はともこう、何というんですか、遠慮がちな表示だと思っております。もう少し分かるような表示にしたらいいのではないかと思います。これは変えるということはお考えありませんか。総務部長、お願いします。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 議員から分かりにくいというふうな御指摘でございますので、いま一度庁舎内で検討させていただきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それと、この現本庁舎の喫煙場所は新本庁舎の設計にはないが、これを新しい庁舎にも設置をするという答弁でした。それは来庁者が立ち入らない場所ということでお話していますが、これは受動喫煙を市民に受けさせないために立ち入らない場所と思うんですが、現に来庁者で、例えば業者とか車の中で、この場所がありながらのんでいる方もいるわけです。市役所に入る前に一服のんで入ると。そういうこともあるので、この来庁者というのが、とてもこの立ち入らない場所ということが気になりますが、そういう来庁する方にもやっぱり、受動喫煙を受けないということの意味で捉えておりますが、そのその立ち入らない場所ということですと離れた隅っこ、駐車場の除雪にも関係ないようなところかと思いますが、もう一回そこら辺のこと。

それから実際ののんでる人が車の中でのんでいると、実際、5センチメートルとか10センチメートル窓を開けます。そうすると、そこを通るととてもたばこの臭いがするわけです。そういうことからして、このことを来庁者にどうやって徹底していくか。いい考えは持っていますか。お答えください。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 今回の齋藤議員の御指摘を受けて、実は庁舎に貼り紙をしてございます。その内容については、禁煙に関するお知らせということで、ちょっと読

み上げますけれども、改正健康増進法により館内は全面禁煙です。屋外（車内含む）の指定された場所以外は禁煙となります。喫煙する方は下記の場所を御利用くださいということで、写真を喫煙所の場所を示したものを貼ってございます。それでもちょっと周知が徹底していないというのであれば、またその周知の仕方を考えたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 大変たばこにこだわりますけれども、これは平川市の健康づくりのまち宣言、これにも大きく関わっていくことから、度々取り上げているものです。この喫煙場所に灰皿は置かれていたかと思いますが、今でも置かれていませんか。お答えください。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 喫煙所には、灰皿は置いてございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） この灰皿はお掃除する人がいるようで、その方が灰皿のたばこの吸い殻を片づけるということになっているようですが、この建設中に、男性の市民から電話をいただきました。庁内とかそういうところに、特に市役所に設置された喫煙所は、ほとんどが職員が利用する場所ではないかということで、大変厳しいお叱りというか意見が寄せられたんです。男性です。その方が、それをやっぱり時々見ているようで、そこでのむ回数です。そういうこともいろいろしゃべっておりました。簡単に言えば、なかなかこれは法律では喫煙は禁止されておられませんので、なかなか申し上げるのは大変なことですけども、やっぱりそこに10分、15分滞在すると、その仕事の時間はどうなっているのかと、こういうことまでおっしゃっていました。

それで、灰皿は私はマナーとして、さっきマナーのことを言いましたが、やっぱり自分で携帯の灰皿を持参して、そうやってなるべくなら、そこに自分ののんだ吸い殻を捨てていかない。そういうマナーも必要でないかと思っておりますが、来庁者も利用するので大変難しい問題ではありますが、そこは今後どのような見解を持っているのか。聞き取りのときは、多少この問題にも触れたと思っております。もし検討していたら、御答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 清掃のことなんですけれど、灰皿の設置でありますけれども、基本的には市役所職員のみならず、ほかの来庁者の方も使用されるわけですので、灰皿を置かない場合はそのままポイ捨てとかも懸念されますし、ちょっとそこは散らかることも想定されますので、できれば現行でお願いしている清掃管理者にお願いいたしますので、これを継続させていただきたいと思っております。もちろん、清掃する従業員の方の受動喫煙対策ということもございますので、清掃中はそこを使用しないことということで御理解いただければと思っております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ大変難しい問題です。世の中がこういうふうに、社会全体が、世界と言ってもいいかもしれません。こういうふうになっているわけです。たばこの害は、はっきりと認識されておりますので、こういうことになっているのかと思います。引き続き健康に、健康づくりのまち宣言に貢献する、そういう取組を続けて

いただきたいと思います。

それでは3番目の質問に移ります。3. 地域公共交通計画作成業務について質問をします。

①アンケート調査について、基礎資料となるアンケート結果についてお尋ねをします。

昨年、平川市では市内全域の3,000人に対し、バス交通に関するアンケートを行ったということです。そのアンケート調査の結果の総括の概要について説明を受けましたが、アンケート調査の結果が基礎資料となり、今後、地域公共交通計画が作成されるということでした。新本庁舎完成を見据えた地域公共交通網は碓ヶ関、平賀、尾上地域をつなぐ平川市にとって最大のプロジェクトと言えるのではないかと考えています。合併から15年目、バス路線の廃止や電車の減便などが続き、市民からは市内の中だけでも自由に歩くことはできないのか、運転免許返納後は閉じ込められてしまう、できるだけ長く免許にしがみついていると聞かれています。また、このままでは老後はここに住めなくなるのではないかと懸念されています。

市が行ったアンケートは概要だけからの判断ですが、サンプル数が少ないことや地域ごと、路線ごとの回答の意見が集約されていなくて市民の声が不明瞭なこと。アンケートは弘南鉄道とつなぐこともうたっていますが、駅に遠い路線バスが廃止された八幡崎地区や減便となった金屋地区の声はどのようなになっているのか。また、平川市の中心部へのアクセスが悪い日沼、蒲田、新山地区の声。また、碓ヶ関地域でもバス停まで遠い地区やバスが通っていない地区など、どのように声を集約されているのか分からないものとなっています。アンケートに回答のない声を様々な方法を使って、いかにくみ上げるかが必要ではないでしょうか。アンケートの総括では、免許返納を促進するための取組が必要となるとあります。このことを目標に掲げている以上、これから免許の返納が差し迫っている団塊の世代に対するアンケート実施は必須ではないでしょうか。

平川市の団塊世代と言える年代は、昭和21年から昭和25年生まれで推計してもらいましたが、2,604人います。それに昭和26年も加えると優に3,000人は超えるものとなっています。平川市の中だけでも自由に歩きたい。この声に応えるためには、難度が高いかもしれませんが、緻密な地域公共交通網の作成が求められています。団塊の世代に対するアンケート実施に対し、市長はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

また、今回実施した乗り込み調査は今年の8月に実施をしたということですが、夏場は徒歩や原動機付自転車、自転車などの移動手段を取っている場合が多いことから、雪の降る冬季に実施をすれば、また違った意見も出てくるものと思いますが、このことについても併せて市はどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いします。

②地域公共交通計画作成業務の委託の内容について質問をします。

今後、平川市がいつまでも住み続けたいまち、住み続けることができるまちとなるために、碓ヶ関、平賀、尾上地域をつなぐ公共交通は市民の声が十分に反映されたものでなければなりません。

令和2年度の予算書(案)にも、地域公共交通計画作成に関する業務委託の予算940万円が計上されています。令和2年度中に作成ということですが、路線や便などが委託内容に含まれるということです。委託をするなら丸投げであってはなりません。私は、

市民の声を委託してほしい。切実な公共交通網に対する声を委託してほしいと願っています。地域公共交通計画に、市民のニーズをどのように反映させていくつもりなのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤議員3点目の御質問であります、地域公共交通計画作成業務の内容については、企画財政部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 今回実施したアンケート調査につきましては、碓ヶ関地域と東部地区では、対象とした15歳から24歳までの若い世代の方及び50歳以上の方がいる全世帯に対して調査票をお送りしております。一方で、平賀地域及び尾上地域では、対象となる方を無作為抽出にて選定して調査票をお送りしております。

議員より御提案のありました地域を限定したさらなるアンケート調査の実施につきましては、現在のところ実施する予定はございませんが、来年度での計画策定に当たり、今回のアンケート調査の対象とならない方などに対し、補完する必要が出てきた際には、追加調査の実施を検討していきたいと考えております。

また、免許返納促進への取組として、団塊の世代に対するアンケート調査が必要ではないかとの御質問ですが、アンケートの中でも回答された方の御意見として「今のところは自分で運転しているが、今後免許返納を考えており、いつかはバスを使うときがくると考えている。」といった回答や「バスの利便性が高ければ今すぐに免許を返納したいが、現状では不便なので考えていない。」などといった回答が多く見受けられました。このように今回のアンケートの結果により、免許を返納したいがその代替としての地域公共交通の環境が整っていないことから、免許の返納に踏み切れていないという状況を認識しておりますので、改めて団塊の世代に対してアンケートを実施する予定はございません。

次に、乗り込み調査につきましては、令和元年8月1日から21日までの期間において、運行事業者の御協力もいただきながら、市内全てのバスを利用された方々から聞き取り調査を行いました。議員御指摘の冬期間での乗り込み調査につきましては、今後補完するアンケート調査を実施する場合には検討していくこととなりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

次に、来年度に策定予定のコミュニティバスを中心とした地域公共交通計画の業務委託の内容について、お答えいたします。

今回の作成業務につきましては、市内地域ごとの特性やコミュニティバスの現状と問題点を整理するとともに、その利用者のニーズを的確に把握することを中心に実施することとしております。そのため、計画の策定に当たっては市内の各地域において、希望するルートや運行便数など、利用される市民の方々から直接御意見をお聞きする場を設ける予定としており、その際には多くの方々に参加いただければと思っております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、これからの市の姿を決める公共交通網。これの路線や何便出したらいいだとか時刻表などもそうなると思いますが、委託をするということです。団塊の世代に対しては、アンケートはするつもりでないと言っていますが、私

が一つ答えていないところに、地区ごとの循環バスもいろいろ平賀地域4コース通っています。

しかし、その分類がきちんとできていないわけです。この4コースにも微妙なやっぱり市民の考えがありまして、これを頼りにもう本当に助かっているところ、それからあまり乗らないところもあるわけです。そういうところでは、ニーズが合っていないからだと思います。その分類をどうするかということで先ほどの質問にもありましたが、そういうところも聞き取りのときにいろいろお尋ねしたわけなんです、なっていないです。

というのは、分類をできないようなアンケートになっているのです。ですから、目的を持ってこのアンケートを実施しないと、津軽弁でいうばふらっとではだめなんです。ですから、目的を持ってきちんとそういうところまで、どの地区の方がどういう意見が多いのか、そういうことまで含めた緻密なアンケート実施でないと、ニーズが分からないと思います。それで一応、今、企画財政部長が答弁した団塊の世代はないということなんです、3,000人は優にあるわけですから、ぜひ、実施するつもりはないと言いますが、免許返納したら乗りたいというこういう意見からして、ニーズがあると思っているからやらないということなのか。

ですが、私はやっぱり一つは免許持っているからこそ、自由にいろんなところに行けたのです。ですから、行けなくなるから市内の中だけは自由に歩きたいと、これを行っているんです。だけどそういう路線になっていないわけです。引き継ぎがなくてぶつと切れるわけです。碓ヶ関まで行きたいと思っても一日かかるわけじゃないですか。帰ってこれないかもしれないです、イベントなんかに参加したら。そういうような交通網になっているんです、現在。この平川市内での移動ができないような交通網になっているんです。そこは、市のほうでアンケートでやるわけです。これは委託される側も大変なものだと思います。もうどんなふう考えたらいいか、平川市を知らない方がそれを受けるかもしれません。そうなれば調査から始まるわけですが。そうした場合にきちんと分類ができて、どこの地区の人が何を困っているのか。

一応、平川市循環バス時刻表というものが厚い紙で全世帯に来ます。これを何と言ってるか、尾上地域は。「平川市循環バス、これおかしいんじゃないか。私たちに関係ないから。お金かけて。いらぬ。配布しなくてもいい。」と言う方がたくさんいます。そのまま言えばです。それはつながっていないからです。弘南鉄道につなぐ、いろいろ電車につなぐとかありますが、駅が遠いところもあるのです。ですから、同じ平川市でもアンテナが黒石市に向いていたり、弘前市に向いているところがあるんです。

そういうところも、今度は新本庁舎が完成するわけですから、ここへ来なきゃいけないわけです。そうした場合に、どうやってそれをつなぐか。例えば、会議に出かけたいときは、会議の設定時間まで私はこれからそのバスで利用できるような設定時間を考えなきゃいけない、こういうことも思っています。こういうふうに、ただお金をかけて委託をすれば何とかなるだろうみたいなことでは大変困りますので、厳しい意見を述べるわけですが、やっぱり文化祭があってもこれまで合併した当時は、観光行事があっても、行ってみたくても行けない。この人たちの世代はもう今、介護タクシーや福祉タクシーを使う世代になっています。

今度つくる交通網は、まさしく免許返納が迫っている団塊の世代、これです。それから、15歳から24歳までの東部地区やそういうところの全世帯に配布したところのアンケートの結果は、この公共交通に乗らないと言っているのです。それは当然です。夏場は自転車があります、冬になったら祖父母が今免許を持っていますから、祖父母に送迎してもらおう。私たちの時代は、祖父母が免許持っていなかった人も多かったのですが、これまた苦勞もしましたけれども。やっぱり今、祖父母が免許持っているから、若い世代は乗らないのが当たり前のことです。じゃあ、誰を乗せるか、やっぱりこれからも長く活躍してもらわなければいけない団塊の世代だと思います。

2025年と言っていますが、もう既に今年あたりからどんどん75歳にこの世代はなっていくわけです。もう待たないの課題です。そういうことで、この緻密なアンケートの様々な目的を持ったアンケート、やらないんじゃないかと、やってみたらいかがですか。どうしてやらないということを断言できるんですか。そこを最後になりますが一言お願いします。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 今回のアンケート調査の対象となった世代は、先ほども申し上げたとおり、若い世代と要するに50歳以上の世代と二つの世代に分けて調査を実施しました。当然、齋藤律子議員から御指摘のあった団塊の世代という方々がまさしくバスの利用者の本丸であるとは認識しております。ですから、私どものほうでもそこに特化したやり方も一つには考えましたが、やはり、50歳以上というそのくくりの中にはもうちょっと幅を利かせた調査をしたほうがよいのではないかということから、50歳以上というやり方を取らせていただきました。

一方の人が非常に何を困っているかとそういう声をもっと吸い上げろということでもありますけれども、私どももそこはやはり同感でありまして、今回のアンケートそのものが全てにおいてこれで終わったという認識は持っておりません。

当然ながら新たな計画をつくるに当たって、今回は若い世代と50歳以上の二つしかやってませんが、そのやっていない世代のアンケートとかその意向をどう反映したらよいのかということも考えておりまして、実際そのアンケートがよいのか、直接やっぱりそういった話を聞く機会を設けたいということも考えておりましたので、できれば地域に出向いて、そういう場を設定して住民の声を聞く機会を設けたいということも考えております。

ニーズとか利用者の立場によつての使い道ですけども、都市バスのように定時定路線できちんと決まった時間に回ってこれればよろしいですけども、平川市の場合は運行事業者の都合がございまして、私どもも幾分お金を出せばできるということなんであればそれも一つには検討しますが、やはり運行事業者がバスの会社であったり、タクシーの会社であったり、必要台数が確保できないということもございまして。そういったことも考えながらできるものとして、どういった形がよろしいのかということでも今後考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ市当局がこうしてほしい、こういうところが市民の声なんだ、こういうところを克服してほしい、この政策を持って委託をするべきだ

と思っています。そのことを最後に申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○議長（福士 稔議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第11席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

中畑一二美議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

中畑一二美議員、質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番（中畑一二美議員） ただいま議長の許可をいただきました、第11席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。今回最後の質問者となってしまいましたけれども、最後までよろしくお願ひいたします。

まず質問に入る前に、一言御礼を述べさせていただきます。令和元年第4回定例会におきまして、弱視を初めとした子供の目の病気を瞬時に発見できる屈折検査機器スポットビジョンスクリーナーを3歳児健診に導入して早期発見、早期治療につなげてほしいという要望に対しまして、予算を計上していただき市長の英断に感謝申し上げます。

今月の青森市議会におきましても、来年度予算にこのスポットビジョンスクリーナーとさらに防災備蓄の液体ミルクの予算が確保されたことをお聞きしました。この液体ミルクにおいては、先を越されたと思っておりますけれども、次回はずひとも当市においても大規模防災拠点となるひらかわドリームアリーナに、この液体ミルクを備蓄していただきたいとこのように思っております。

それでは、今回四つの項目について通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1. 窓口改革について質問をいたします。

よく市民の方から、「市役所が非常に暗く感じる。」「用事があって行っても、何をしに来たんだろうという感じでじろじろと見られる。」「何とか雰囲気を変えてほしい。」と言われます。市役所に来る市民は、用件によっては複数の部署が絡み、一つの部署で解決できないことが多く、市民は一つの窓口が終わると次の窓口へと何度も何度も手続をしなければなりません。そして、そのたびに必要書類を書かなければならないので、時には提出のたびに長く待たされてしまうこともあります。特に、お悔やみの手続には多くの課を回らなければならず、簡単にできないものかと相談を受けます。

そこで、①総合窓口システムについてであります。

ある自治体では市民の利便性の向上を図るため、総合窓口を設置しております。この総合窓口では、市民が住民票や印鑑証明など必要な書類を伝えれば、市の職員が市民に代わって申請書類を一元的に発行する総合窓口システムで作成をし、市民は免許証などの本人確認書類を提示し、受け取りの署名をするだけで大方の手続が終了するということとなります。内容によっては関係する各課に住所、氏名などの電子データがこのシス

テムから自動的に送られるので、行った先で何度も同じような申請書を記入する必要がなくなったそうであります。何かと面倒だった手続を、1か所で簡単にできるワンストップサービスにするというのがこの総合窓口システムの目的であります。

今回、ヒアリングをしたときに新庁舎においてはワンストップサービスにはならないけれども、ワンフロアサービスにはなるということでありましたが、ぜひともこのシステムを導入しワンストップサービスを実現していただきたい、このように思います。

しかし、それまで現状のままでいいのかということになります。誰のための市役所なのかということを考えていただきたいと思います。当市において、この総合窓口システム、または類似したシステムを導入することができないものかをお伺いいたします。

次に、②コンシェルジュサービスについてであります。

弘前市では10年前からコンシェルジュが配置されており、市役所に入ればすぐに笑顔で出迎えてくれます。導入当時の市の担当者に話を聞いたところ、常にお客様目線で親切、丁寧にお客様が満足する最高のサービスを提供することを心がけていますという答えが返ってきました。例えば、高齢者や歩行が困難な方に対しては、コンシェルジュが担当課に電話連絡をし、担当職員のほうから出向いて相談に当たることにしているそうであります。

また、複数の課にまたがるケースでは、コンシェルジュが担当課まで同行することや、最初の担当課職員が次の担当課まで同行し、説明のサポート役になることもあるということでありました。要するに常に市民の立場に立って、きめ細かな対応を心がけているということであります。このサービスを開始してからは市民からの評判も上々で、実際に申請に要する時間や待ち時間もかなり短縮されたということであります。かつてはお役所といわれた役所の窓口でありましたが、今ではお客様の立場でサービスを展開し、まるで銀行や旅行代理店のよう笑顔で市民にサービスをするという窓口改革を行っております。

当市では、正面玄関を入ると受付はありますが、気づきにくいので入口の真正面に案内窓口があればいいのではと思っております。新庁舎になればそれなりのサービスを考えていると思いますけれども、現在の苦情を考慮しこのような市民サービスや取組ができないものかと思っております。大きな市と当市では人口規模が違うことがあり、総合窓口やコンシェルジュを置けないのであれば置けないなりに、例えば職員が交代でお客様の案内係を務めるなどの方策を講じることにより、市民からの苦情は少なくなると思っております。おもてなしの心でぜひ、市民に接してほしいと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

そして、③市職員の働き方改革やサービス向上についてであります。

市職員の働き方改革については、昨年11月の県議会定例会におきまして、県内市町村においてもRPAを活用した業務改革を進めるべきだという質問があり、県の答弁として、今後各市町村の業務改革に向けた主体的な取組を促していくとのことであります。

このRPAとは、ロボティックプロセスオートメーションの略で、単純だが手間のかかる定型的な業務をソフトウェアが自動的に処理するシステムのことで、業務時間の短縮、ミスの少ない的確な情報処理が期待できるといういわゆる事務処理の自動化であります。愛媛県松山市では、このRPAの実証実験を行ったところ、金額にして約350万円

が削減されたほか、時間としては約400時間が短縮されたということで、市の担当者はほかの業務にも拡大していきたいと話しておりました。

これを踏まえて、当市でもこのRPAを導入する考えはあるのか。市長の見解をお伺いいたします。

次に、サービス向上についてであります。市役所の窓口は土日祝日が休みであり、平日の日中でないと手続きができません。手続きのために、仕事を休んで市役所に来られる方もおり大変不便であります。

弘前市では駅前にヒロロがあり、平日は午前8時30分から午後7時まで、土日祝日は午前8時30分から午後5時まで窓口を開設しており、利用者も市全体の3割がヒロロを利用しているとのことあります。

当市でも、市民サービスのために本庁舎の窓口を土日祝日に開設できないものか。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福土 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の市役所の窓口改革について、私からはコンシェルジュサービスについてお答えをいたします。

現在の当市の窓口案内は、本庁舎2階の受付にて業務委託により行っております。窓口案内業務の実施については、市役所を訪れた方にお声がけをすることにより、明るい雰囲気でお迎えするよう心がけているところであります。

当市においては、コンシェルジュのように専属で総合案内を行う担当職員を配置する予定はありませんが、市職員に対しては、私も節目節目で平川市職員の心がけとして、四つのことをお願いしております。「あいさつは明るく、笑顔で、自分から！お礼・お詫びは早くする！できない理由を探さない！できる知恵を見い出す！」これら四つのことを心がけて市民に接し、業務に当たるようお願いをしております。総合案内をする専属職員を置かなくても、職員一人一人がお声がけし対応しているところでありますが、議員御指摘のように、職員の対応に不備があったということであれば、おわびを申し上げるとともに、職員に対し今一度市民目線で業務に当たるよう周知し、市民の皆様が気持ちよく市役所を利用できるよう努めてまいります。市職員によるリレー方式で次の窓口へ案内する御提案については、庁舎が分散立地する中では難しいものと考えます。

現在、本庁舎では、窓口を番号で案内することにより、市役所へ訪れる機会の少ない市民の方でも理解しやすいように方策を講じております。

また、転入等により手続に来られた方で、健康センターでも手続が必要な場合には、手続が必要な健康センター窓口を記した用紙をお渡しすることで、分かりやすい案内に努めているところです。各担当窓口の職員は、手続を終えられた方が次に行く窓口が分からない様子の場合には、付き添い案内をしておりますし、また歩くことが不自由な方であれば、車椅子を利用し案内するなど状況に応じた対応を行っているところであります。

新本庁舎においても、市民の皆様に分かりやすい窓口案内と市民一人一人に応じた対応を心がけるとともに、今一度市民の皆様が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

総合窓口システムの導入及び市職員の働き方改革やサービス向上についての御質問に

については、副市長より答弁をさせます。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 私から総合窓口システムの導入、そして市職員の働き方改革やサービス向上についてお答えします。

初めに、総合窓口システムの導入につきましては、当市においても平成24年度に検討をしております。総合窓口システムは、住所の異動、戸籍の届出等に関する手続きが基本的にワンストップで行い、市民が庁舎内を移動しなくても手続きを終えることができるというメリットがあります。

一方で、総合窓口システムでは市民一人当たりに対応する時間が長くなる傾向にあることから、多くの窓口を設置する必要があり、現庁舎のスペースでは設置、運用ができない状況にあり、また新本庁舎建設を控えた中、現庁舎の改修に多額の費用を投資することは困難なこと等の理由により、総合窓口システムの導入を見送ったという経緯がございます。

このように総合窓口システムの導入による窓口改革には至りませんでした。窓口サービスの向上のため、本庁舎2階全ての課に統一した業務案内表示を設置したほか、窓口番号の設置、プライバシー保護のための間仕切り板の設置、来庁された市民が座って手続きができるよう市民課の一部と税務課と国保年金課の全ての窓口をローカウンターへ改修するなど、できることから一つずつ改善を行ったところであります。

近年、行政サービスの専門化や細分化等に伴い、複数の手続きを1か所で行うワンストップサービスの提供が難しくなっていることから、新本庁舎におきましても、総合窓口システムの導入は予定しておりませんが、市民利用の多い市民課、国保年金課、税務課、福祉関係の窓口を一つのフロアに集約し、一つのフロアで大方の手続きを終えることができるワンフロアサービスを実現することで、市民の皆様の利便性向上を図ってまいりますので御理解くださるようお願いいたします。

次に、市職員の働き方改革やサービス向上についてお答えします。

RPAの取組につきましては、定型業務をRPA化することでヒューマンエラーの防止や職員の負担軽減、人件費の削減が期待できることであり、重要な取組であると認識しております。

現在当市においては、部課長を対象としたRPA研修の開催や県主催の市町村業務改革モデル事業見学会への参加、業務効率化が見込める部署への提案等を行っており、今年度は税務課において、給与支払報告書入力業務の一部を自動化するシステムを導入したところであります。引き続き、RPA導入事例の情報収集に努め、業務効率化を目指してまいりたいと考えております。

次に、土日等の窓口開設によるサービス向上についてお答えいたします。

現在、当市では市民課、尾上・碓ヶ関両総合支所において、毎週月曜、木曜日は午後7時まで、毎月第2土曜日は午前中に窓口を開設しているほか、税務課においては月1回の窓口業務の延長と、月末の日曜日に窓口を開設し納税相談を受付しております。

また、引っ越し等で住所異動が多い年度末、年度始めには、土日に窓口を開設することで、市民の利便性の向上に努めているところであります。そのほか、日中の来庁が困難であるとのことで、事前に相談をいただいた場合には、午後5時以降でも各種手続を

受け付けるなど、そのケースごとに対応しているところでもあります。

当市では、これまでも部署ごとに夜間や休日窓口を開設してきた経緯がありますが、来庁者数が少ない等の理由から、現在の状況での窓口開設となっております。今後、市民の皆様から多くの要望が寄せられた場合には、土日等の窓口開設を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） とにかく苦情が減ることが一番であります。ぜひとも市民に喜んでいただけるサービスを行っていただき、市長の掲げる「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」にさせていただきたいとこのように思います。

次に、2. 子育て支援について質問をいたします。

①幼児教育・保育の無償化の実態調査についてであります。

昨年11月から12月にかけて、公明党が全国において幼児教育・保育の無償化についてのアンケート調査を実施いたしました。私も市内の保育所、幼稚園、認定こども園にお伺いをさせていただき、調査と要望をお聞きいたしました。そして本年2月に全国の最終報告がまとまり、青森県及び平川市におきましてもまとまりましたので、併せて実態を御報告させていただきます。

まず、利用者の方々に対してであります。

今回の無償化の評価についてお尋ねしたところ、評価するとやや評価するを合わせた評価するという比率が国で87.7%、県で84.6%、市では100%という結果となり、約8割以上の方が評価するという結果でありました。

このほか、今後取り組んでほしい政策を聞いたところ、国、県、平川市とも同じような要望で、トップスリーは上のほうから保育の質の向上、0～2歳児の無償化拡大、そして待機児童対策でありました。これらの結果から、保育の質の向上と受皿の整備が今後の課題であることが明らかとなりました。

一方、事業者の方々に、施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策を聞いたところ、国、県、市ともに人材の育成・確保への支援が圧倒的に多く、そのほかにも事務負担の軽減、運営費への補助、障がいのある子供の教育・保育の充実を求める声も多かったです。これらの声に対応することが、利用者の求める保育の質の向上にもつながっていくものと思われまます。

そして、この保育の質の向上のために必要とされることを尋ねたところ、国、県、市ともに同様の回答結果で上から順に処遇改善、スキルアップ、配置改善などとなり、任用と処遇の改善が強く求められていることが分かりました。この保育の質の向上については、保育士の絶対数が足りていないという問題が大きな要因と考えられます。地方の保育士が福利厚生などで、条件のよい都心部に流出してしまうという課題もお聞きしました。

今回、私がお聞きした中で印象に残っているのが、グレーゾーンと言われている障がい者手帳を持たない障がいのあると思われる子供の保育であります。手帳を持っていてもいなくても、その子供に付きっきりとなり、かかる手間は同じだそうであります。手帳を持っていれば1人当たり幾らと手当が出るわけですがけれども、この手帳を持っていないとこの手当が出ません。このグレーゾーンと言われる子供の保育に対する手当を、

何とかしてほしいという声が多くありました。このことから、障がい者手帳を持っていない場合についても実態に応じて支援することができないものかどうかお伺いいたします。

また、市として保育の質の向上に対する取組についても併せてお伺いいたします。

次に、②市町村子どもの貧困対策計画の策定状況について質問をいたします。

令和元年6月時点の市町村子どもの貧困対策計画の策定状況を見ますと、青森県ではどこの市町村も作成していないという状況でありました。地域の人口減少を食い止める大事なポイントの一つが、子育てしやすい環境が整っているかどうかであります。

日本では、子供の7人に1人が貧困状態で、特に独り親家庭は貧困率が50%を超える状況にあると言われております。2013年に子どもの貧困対策推進法が制定され、政府は2014年8月に対策大綱を策定し、総合的な取組を進めてまいりました。

具体的には、幼児教育・保育の段階的無償化や給付型奨学金の創設、独り親の就業支援、児童養護施設の子供の自立支援、児童扶養手当の拡充などです。それでも、支援を必要とする子供や家庭は依然多く、地域による取組の格差も大きいと言われておりました。

こうした状況を踏まえて、昨年6月改正子どもの貧困対策推進法が成立し、都道府県のみとなっていた計画策定の努力義務を市町村にも広げることになりました。この改正法に基づき、政府は昨年11月に新たな大綱を閣議決定いたしました。高校中退予防や中退者の再入学支援、給付型奨学金をはじめ、将来の貧困を予防する上で重要な修学継続に向けた支援の充実などを柱としたものであります。

具体的な取組としては、子供の貧困が起こる背景には、独り親家庭の経済的困窮があると指摘されております。生まれ育った環境で将来が左右されない社会を目指し、独り親家庭への支援を推進し、独り親家庭の命綱とも言われる児童扶養手当の拡充を実現してきました。そして昨年の12月、2020年度与党税制改正大綱には、配偶者と死別、離婚した人の税負担を減らします寡婦（寡夫）控除でありますけれども、これにさらに未婚の独り親にも適用する方針が示されました。年間所得500万円以下であれば、婚姻歴や男女を問わず、所得税は2020年度分から35万円、そして住民税は2021年度分から30万円の所得控除を適用するものであります。

さらに、今年の1月からは、経済的に厳しい状況に置かれている未婚の独り親を支援する給付金を支給する制度がスタートいたしました。支給額は一律1万7,500円です。独り親家庭などを支援する児童扶養手当に上乗せされます。子供の貧困対策や子育て支援は、社会全体で取り組まなければならない問題であります。さらに、課題を抱えた子供たちや保護者に対する支援を、学校や地域社会と連携して行うスクールソーシャルワーカーの配置も推進しております。

子育てしやすいナンバーワンのまちを掲げる平川市として、この子供の貧困対策に対するビジョンをお持ちだと思いますけれども、市長の見解をお伺いいたします。また、子どもの貧困対策計画の策定について、どのようなお考えなのかも併せてお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中畑議員の子育て支援についての御質問2点についてお答えいた

します。

まず、障がい児保育に係る施設への支援についてですが、当市では特別児童扶養手当の支給対象となっている子供をその支援対象としております。特別児童扶養手当の支給認定に際しては、医師の診断書を基に県が認定しておりますので、この判断を障がい児保育の支援へ準用しているものであります。特別児童扶養手当の対象となっていない子供への支援については、市として支援の対象とするかどうかの判断が困難なため、当市の障がい児保育支援への対象とするのは難しいと考えております。

次に、保育の質の向上についてであります。当市では県内で唯一、保育体制強化事業を実施しております。これは保育士の業務負担を軽減するため、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片づけといった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対し補助するものであります。保育支援者を配置することで、保育士が子供により一層気を配ることが可能となりますので、保育の質の向上につながるものと考えております。

次に、市町村子どもの貧困対策計画の策定状況についてであります。令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子供の貧困対策は、子供の将来だけでなく現在の生活等に向けても総合的に推進することや、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどが明記され、また市町村子どもの貧困対策計画の策定についても努力義務となりました。子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が心身共に健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障されるようにするため、貧困対策が重要であると考えております。

当市においては、既に国や県の対策と同様に幼児教育・保育の無償化や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成など様々な事業を実施しております。

また、市では子どもの貧困対策計画の策定までには至っておりませんが、国が策定した子どもの貧困対策に関する大綱や県の子どもの貧困対策推進計画に沿って、子供の貧困対策を進めていきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 平川市は、本当にいろんな意味で子育てに力を入れているということをお聞きしまして、非常に安心をしております。

本年4月からは、年収約590万円未満世帯を対象に私立高校の授業料の実質無償化が始まります。

青森県は、独自にこの590万円から710万円未満世帯を対象に、さらに加算をし家計負担を半額にする見通しだそうです。また、年収270万円未満世帯の新入生を対象に、5万円の入学補助制度も青森県独自に創設するということをお聞きしております。今回のこの無償化によりまして、私立高校の授業料、67.2%の世帯が無償化となります。そして、年収710万円未満の方まで含めると、78.67%の世帯が新たな拡充の恩恵を受けることとなります。もちろん、新2年生、新3年生の世帯も当然対象となります。

このように親から子への貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会の構築を目指していかなければならないと思います。

続きまして、3. 危機管理対策について質問をいたします。

現在、新型コロナウイルスの感染が世界中に広がっており、国も感染を封じ込めるた

めにあらゆる手段を使って対策を講じております。本日の報道においても、日経平均株価2万円を切ったとか、外国為替市場で1ドル101円の円高となってしまったという報道もされておりましたが、世界の金融市場においては、リーマンショックならずコロナショックというものが起きるのではないかと危惧を抱いている状況であります。

今回、この質問をするに当たって調べたところ、私自身勉強不足だったんですけれども、この危機管理というのがリスクマネジメントだと思っておりましたけれども、実はクライシスマネジメントということでありました。リスクマネジメントは、想定されるいわゆる災害や被害が起こらないように対策をするということだそうであります。一方、このクライシスマネジメントは、生命や生活が脅かされる、そういった危機が発生した場合、その損害の影響を最小限にするとともに、いち早く危機状態からの脱出、回復を図ることが基本となるとのことで、今はまさにそのクライシスマネジメントが必要な状況だというふうに思っております。

そこで、新型コロナウイルスの当市への影響についてでありますけれども、海外からの団体ツアーのキャンセルや学校の休校による給食関連業者及び子供の面倒を見るために会社を休まざるを得ない共働きの家庭など、個人の会社も大変な状況にあります。

現時点で、青森県内では新型コロナウイルスの感染者は発生していませんが、市内の事業者への経済的な影響はどのくらいあるのか。また、それに対する経営相談、金融支援、そして雇用に係る助成などの対応策についてどのようにお考えなのか、お知らせいただきたいと思っております。いずれにしても、市民の皆さんはこの新型コロナウイルスに限らず、災害が発生したときには正しい情報をいち早く知りたいと思っているわけであります。

五所川原市におきましては、庁舎入り口付近に掲示板を設置し、感染症情報を紙媒体で掲示をして来庁する市民に情報を提供しているそうであります。当市においても、市のホームページに情報発信をしたり、チラシの毎戸配布を実施したりしておりますけれども、パソコンやスマホなどによる情報取得が難しい高齢者などへの情報を提供する手段として、庁舎の入り口付近に掲示板を設置し、情報を紙媒体で掲示するべきと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 新型コロナウイルスの当市への影響についての御質問にお答えをいたします。

市の対応についてでございますが、新型コロナウイルスの感染に関する情報が、議員御指摘のように目まぐるしく更新されていることから、市民に向けて即時性のあるホームページを活用しながら、情報発信に努めているところであります。さらに、若者から高齢者まで幅広い世代に向けて情報を届けるため、感染防止のためのチラシを毎戸配布しております。

一方、市役所内においては、庁内関係部署が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、新型コロナウイルス対策連絡会議を3回開催し、2月28日には国からの小・中学校の臨時休業についての要請を受け、新型コロナウイルス対策本部会議を設置し万全の態勢を整えております。また、窓口における職員の対応方法の徹底や市内で実施されるイベントの開催基準を作成するなど、各部署からの情報の集約と

共有を図っております。

次に、感染拡大による経済的な影響ですが、宿泊施設においてはゴールデンウィークの旅行商品の中止、教育旅行や修学旅行の延期、個人旅行の自粛などにより、5月までの予約は大きく落ち込んでいるとのことであります。飲食店についても、3月から4月までは例年繁忙期となる時期ですが、会合の自粛等により影響が大きいものと想定されます。

一方、先日の平川市企業連絡協議会での各社からの報告では、中国からの資材が入らない、メーカーからの生産調整、国内外ゴルフ客の減少など、様々な影響が出始めており、感染拡大の長期化を懸念する声も多く聞かれ、市としても大変憂慮しているところです。

経済産業省では、コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティーネット保証4号を発動しております。これは信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度です。また、旅館業・飲食店等が活用できる衛生環境激変対策特別貸付、事業活動の縮小により一時的に休業等が発生した場合に助成される雇用調整助成金制度など、様々な支援策が講じられ、相談窓口も設置されております。

市としましても、国や県の動向を注視し、支援制度等の周知に努めるほか、令和2年度青森県特別保証融資制度の一部について保証料を全額補助することとしております。

次に、感染症対策等に関する情報発信のための掲示板の設置についてであります。感染症に関する情報に限らず災害時の情報提供の手段として、掲示板の設置について設置場所などを検討してまいります。

海外からの旅行客の滞在状況と感染対策については、経済部長から答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私からは、海外からの旅行客の滞在状況等についてお答えをいたします。

まず、2月は宿泊施設、農家民泊を合わせまして、台湾から85人、韓国から34人が宿泊しています。3月、4月は宿泊、予約ともにありません。キャンセルなどにつきましては、海外に関しては台湾、中国からの団体旅行がそれぞれ1件、タイの高校40名の農家民泊が1件キャンセルとなっております。

感染防止対策としましては、市内の宿泊施設では消毒液の設置や従業員のマスク着用、市内交通機関では乗務員のマスク着用とせきエチケットなどの啓発ポスターの掲示などを行っているということでした。

また、市外になりますが旅行客の多い空港バス、高速バスなどは車内にも消毒液を設置し感染防止対策を行っているということでありました。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 新庁舎においても、同様に掲示板を設置すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 新本庁舎において、この掲示板のタイプであります。グラウンドフロアから3階まで全館、総計で22台のテレビモニターを付けることになって

ございます。これによって市の観光PRをはじめ、各課からのお知らせ、今回のような感染症でありますとか、災害情報などを表示する予定となっております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 22台のテレビモニターで、観光情報を含めた周知をすることでございます。新型コロナウイルスが一日も早く終息することを祈念いたしまして、次に最後の御質問に移らせていただきます。

4. 収入保険制度についてであります。

我が党の推進で、2019年1月にスタートいたしました農業経営のセーフティーネットであります。今までの農業共済と比べ、主に2つの特徴があります。第1に、ほぼ全ての農産物を対象品目とし、販売収入全体をカバーしている点であります。これに対しまして、農業共済は対象品目が限定的であります。第2に、収入減少の要因を幅広く認めている点であります。

農業共済では、自然災害による収量減少などを対象にしておりますけれども、収入保険制度では、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクにも対応いたします。例えば、市場価格の下落、けがや病気による収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産や盗難なども含まれます。もちろん、りんご黒星病による減収もオーケーであります。この収入保険制度に係る平川市の取組状況についてお伺いをいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の農業収入保険制度の当市の取組状況については、経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 中畑議員御質問の農業経営収入保険制度の取組状況ということで、私のほうからお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、農業経営収入保険制度は平成31年1月から運用が開始されております。この収入保険では自然災害のみならず、農業者の経営努力では避けられない価格低下などによる収入減少を補償する新しい補償制度となっております。

市では、収入保険への加入を促進し、安定的な農業経営の維持を図るため、今年度より農業収入保険制度加入促進事業として、加入者が負担する掛け捨ての保険料部分20%の助成を実施しており、令和元年の加入実績につきましては127件となっております。

なお、令和2年より補償内容が見直され、保険料がより安くなるタイプが新設されたことにより、加入を考える農家にとって選択肢が増えるため、今後の加入者数は増加するものと考えております。

市では、今後も青森県農業共済組合と連携し、収入保険制度の周知及び収入保険の加入の条件とされる青色申告への勧奨に引き続き取り組み、収入保険への加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） ただいま、いろいろと説明がありましたけれども、この収入保険制度の加入数が、何と青森県が全国第1位だそうであります。その中でも、NO S A I ひろさき支所が全国トップだということをお聞きいたしました。

この加入条件は、青色申告を行っている農業者であることが条件でありますけれども、

若い方は加入率が高いけれども年齢が上がるにしたがって、青色申告が面倒だということで加入率が下がるというふうに言うておりました。

何よりもこの掛け捨ての保険料の50%と、それから預け金である積立金の何と75%を国が負担していることはすごいところであります。さらに、先ほど答弁ありましたけれども、平川市におきましてはこの掛け捨て部分の保険料、さらに20%補助しているということで、実質掛け捨て保険料が70%、それから積立金に関しては75%が負担されているので、残りを払えばいいということになります。平川市の基幹産業である農業者を守るための制度であります。

昨今の度重なる自然災害を考えた場合、この収入保険制度に加入しておけば、安心して農業経営をしていけると思えます。備えあれば憂いなしであります。青色申告の申請は3月16日まででありますけれども、本年は新型コロナウイルスの影響によりまして、4月16日まで1か月間申請日が延びたそうでありますので、まだまだ十分間に合いますので、ぜひとも青色申告を申請していただきたいと思えます。

ちなみに、保険料が皆さん気になっているかと思えますけれども、売上げが1,000万円の場合の保険料を計算してみました。保険料が100%の状態の金額を言います。掛け捨ての保険料が15万5,000円、千円単位でいきますけれども。それから、積立金が何と90万円あります。合計105万5,000円。これが100%払う場合の金額でございます。国が50%、それから積立金75%を負担するというところでございまして、それにプラスで事務手数料が若干かかります。それを合わせますと、32万5,000円年間がかかります。これにさらに、平川市の20%補助を加えて計算をいたしますと、30万9,499円となります。この金額を月に直すと、大体2万5,6,000円を支払うことによって、災害が起きても安心して補填していただけるということで、ぜひともこの収入保険制度に加入していただいですぐはできません。青色申告して、翌年以降でないといけませんのでタイムラグがあります。

今まで果樹共済の特定危険方式というものがあまして、これが令和3年をもって制度廃止になるということもお聞きしておりますので、そうすると果樹共済の減収総合方式とこの収入保険制度のどちらかになるわけであります。果樹共済のほうも、一応金額をお知らせいたしますけれども、令和2年度におきましては年間で29万1,000円かかるわけです。そうすると、収入保険制度とほとんど変わらない状況であります。ただ、この果樹共済のほうは、3割以上の収量減少があった場合に払われるということでもありますので、これも自然災害や病虫害ということでその対象が限られております。やっぱり、そう考えた場合は収入保険制度が非常にいいのではないかと、このように思っております。

さらに、損害の評価についてもお聞きしてまいりました。通常だと被害があると現地評価といって現地調査して、いろいろやるわけありますけれども、何とこの収入保険制度は何も行かないそうです。どうやって支払いするんですかと聞いたところ、確定申告書で出すと、現場を見ないで出すというのもちょっとあれだと思ったんですけど、そういう制度になっておりますので、ぜひとも御活用いただきたいとそういうふうに思えます。

最後、残り10分になりましたけれども、ちょっと時間もあれで早口で大変申し訳ありませんでした。今回ボリュームがあったので、終わらないかと思ひまして早口でやっしまいましたけれども、最後、1月15、16日に議員視察ということで福島県喜多方市、

それから山形県米沢市に行ってまいりました。私は若い頃、米沢藩の上杉鷹山の言葉が非常に好きでちょっと言います。なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけりということで、やればできるんだと、できないということはやらないからできないんだということでもありますけれども、知恵を出し合っているような問題がありますけれども、これを乗り越えていきたい。そのように感じております。

どうか理事者の皆様方におきまして、我々と一緒にいろいろな困難に立ち向かっていきたいとそうように思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 3番、中畑一二美議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次に、お諮りします。

会期日程表のとおり、11日、12日及び16日は予算特別委員会開催のため、13日及び17日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は18日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時09分 散会